		日	号外	ページ
一一九	重要文化財の名称及び員数を改める件	一七	一八一	一一
一二〇	重要文化財の員数を改める件	一七	一八一	一四
一二一	重要文化財の名称を改める件	一七	一八一	一五
一二二	技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件	三〇	一九一	三〇
	○文部科学省、経済産業省			
四	中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十八年度予算に係る特定補助金等を指定した件	一二	一七八	一
	○文　化　庁			
四八	著作者の実名登録の件	二	一八一	二四
四九	重要文化財を管理すべき団体を定める件	一七	一八一	一五
五〇	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件	一七	一八一	一六
	○厚生労働省			
三一一	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	二	一七一	六
三一二	事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針を定める件	二	一七一	二六
三一三	子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件	二	一七一	二九
三一四	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する件	二	一七一	三三
三一五	健康保険組合の名称を変更した件	一六	一八三	二
三一六	健康保険組合の事務所の所在地を変更した件	一六	一八三	二
三一七	分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件	一七	一八三	四
三一八	事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針を定める件	一七	一八三	六
三一九	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	一九	一八三	五
三二〇	雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を廃止する件	一九	一八三	八
三二一	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示	一九	一八三	九
三二二	職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき講習を指定した件	二五	三	三
三二三	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	三〇	三	三
三二四	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	三〇	三	三
三二五	厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件	三〇	三	三
三二六	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件	三〇	三	四
三二七	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	三一	六	六
三二八	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第十条第一項の指定をした旨を公示する件	三一	六	六
三二九	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	三一	六	六
	○厚生労働省、経済産業省			
一	中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十八年度予算に係る特定補助金等を指定した件	一二	一七八	一
	○厚生労働省、国土交通省			
三	高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針の一部を改正する件	一九	一八三	五
四	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準	一九	一八三	六
五	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十五条の二第一項及び第二項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件	一九	一八三	六
	○厚生労働省、環境省			
一	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件	一九	一八三	六
	○中央労働委員会			
二	行政執行法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件	三〇	一八三	四
	○農林水産省			
一五〇六	農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一	一八三	七